

12月2日は
社労士の日



支えます！ 職場の安心 企業の未来 ～社労士～

総合労働相談所

解雇、賃金、セクハラ、パワハラなど労働に関するさまざまなトラブル、各種社会保険、年金等、労務管理の専門家である社労士が無料相談に応じます。

日 時：毎週月～金曜日 午後4時～午後7時
(来所相談は午後5時まで、要予約)

場 所：愛媛県社会保険労務士会（松山市萱町4丁目6番地3）
お申し込みは：TEL 089 - 907 - 4868（年末年始、祝日を除く）

社労士会労働紛争解決センター愛媛

当センターは法務大臣の認証・厚生労働大臣の指定を受け、様々な職場のトラブルや労使紛争を「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、公平、無料にて（平成28年3月31日まで）解決を図る機関です。「あっせん」とは労働問題の専門家である「あっせん委員」が経営者と労働者の皆様に、それぞれの意見を別々に伺った上で適切な和解案を提案するなどして、その後の円満な労使関係を回復するための手続きです。

＜受付・お問い合わせ先＞

愛媛県社会保険労務士会 TEL 089 - 907 - 4864
月曜日～金曜日（午後2時～午後5時）（年末年始、祝日を除く）



愛媛県社会保険労務士会

愛媛県社労士会

検索

〒790-0813 松山市萱町4-6-3 TEL.089-907-4864

支えます！ 職場の安心 企業の未来 ～社労士～

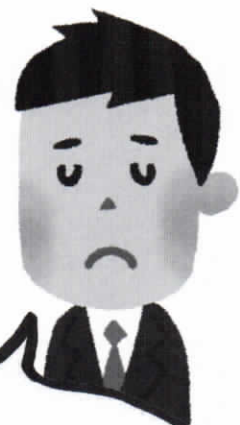
人事・労務の相談、年金、労働社会保険の手続き…
身近なことから未来のことまで、社労士にお任せください。

こんなことでお悩み、お困りではありませんか？

「雇用」としてどうなるの？

就業規則、雇用契約書って？
労働時間の管理はどうしたらよいの？
労働保険、社会保険って加入しなければならないの？

おまかせ
ください！



「雇用」した後はどうするの？

行政手続きが複雑でわかりにくい。
人事・労務管理の法律知識がない。相談できる専門家がいてほしい。
従業員とトラブルが発生！どこに相談したらよいの？

ご注意

アウトソーシング等を行う法人組織、経営コンサルティング会社、他士業等の社労士でない者が、労働社会保険に関する申請書等の作成・届出及び帳簿書類の作成業務などを行えば、社会保険労務士法違反となります。

人事・労務管理も社労士にご相談ください

就業規則の
作成・見直し

賃金・評価制度
の設計・運用

優秀な人材の
確保・育成

職場トラブルの
未然防止・円満解決



インターネットでアピール
経営労務診断
サービス

企業の人事・労務管理に関する情報を社労士が確認・診断し、その結果を企業情報ウェブサイト「サイバー法人台帳ROBINS」に掲載し、企業の労務管理の健全性を広くアピールするお手伝いをします。

※詳細は [経営労務診断サービス](#)

[検索](#)

社労士に相談・業務依頼をしたいときは…

全国47都道府県に設置されている社会保険労務士会にお問い合わせいただくか、全国社会保険労務士会連合会ホームページの「都道府県社会保険労務士会&会員リスト」(www.shakaihokenroumushi.jp/footer/list/)をご覧ください。